

確定拠出年金連絡会議  
(第10回)  
議 事 録

平成16年6月28日

確定拠出年金連絡会議（第10回）議事録

日 時：平成16年6月28日（金）14:00～15:51

場 所：経済産業省 別館 第944会議室

議 事：（1）確定拠出年金の施行状況について

（2）投資教育について

（3）その他

出席委員：加子座長、伊藤委員、田中委員、徳住委員、秦委員、福原委員

松田委員、光谷委員、吉田委員、渡邊委員、吉野委員

オブザーバー：

田村正雄（社団法人生活福祉研究機構理事）

石田成則（山口大学経済学部教授）

関係団体等：

松井博志（日本経済団体連合会国民生活本部本部長）

村杉直美（日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局部長）

小野 明（日本商工会議所新規プロジェクト担当付副部長）

鈴木英夫（経済産業省経済産業政策局企業行動課長）

仁木清一（金融庁総務企画局政策課金融企画管理官）

石塚 栄（厚生年金基金連合会企画事業部長）

事 務 局：厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

○ 加子座長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第10回「確定拠出年金連絡会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず、事務局よりメンバーの出欠状況をご報告いただきたいと思います。

○ 矢崎課長

企業年金国民年金課長の矢崎でございます。まず、それでは、出欠状況について、ご報告させていただきます。

最初にメンバーの方に変更がございましたので、ご紹介申し上げたいと思います。

お手元の資料の資料1の2枚目に、連絡会議参集者の一覧がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

人事異動等により、メンバーの変更がございました。参集の方々に順にご説明させていただきますと、日商岩井株式会社の姫野様が株式会社双日の松田健司様に替わられておられます。

関係団体等の方々におかれましては、経済産業省の豊永様が鈴木英夫様に代わられておられます。

また、今年度より金融庁からは仁木清一様にもご参画いただくことにしております。

なお、本日は、後ほどご説明いただきますが、確定拠出年金実施企業として、カゴメ株式会社人事総務部人事グループ課長の小森様にご出席いただいております。

次にメンバーの出欠状況についてご報告申し上げます。

本日は、アプライドバイオシステムズジャパン株式会社の太田様、東日本旅客鉄道株式会社の山根様のご欠席でございます。

また、関係団体等の方々におかれましては、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長の小島様のご欠席でございますが、代理で村杉部長にご出席いただいております。

なお、本日も何名か実施企業の方々が傍聴されていらっしゃることをご報告させていただきます。

以上でございます。

○ 加子座長

ありがとうございました。ただいま事務局からご報告がありましたとおり、本日も実施企業の方々が傍聴にお越しいただいているようでございますので、前回と同様に、会議の最後に若干の時間を設けて、傍聴者のうち、確定拠出年金の実施企業の担当者の方々からご質問等ございましたら、意見交換を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

まずは事務局より、先の通常国会で成立した年金制度の改正案の内容及び確定拠出年金制度の改正案についてご説明をお願いいたします。

○ 矢崎課長

それでは、説明させていただきます。

お手元の資料の中にパンフレットで「『持続可能』で『安心』の年金制度とするために～平成16年年金制度改正案のポイント～」というパンフレットがあるかと思います。これの24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。

この法案は、報道等でご承知のように、6月5日の国会の方ではご可決いただいたということですが、企業年金の分野の概要を申し上げますと、大きく3点改正内容が盛り込まれております。

1点目が厚生年金基金の関係でございますが、これのファイナンスの問題で免除保険料というのは凍結されておりましたが、これの解除を図る。

それから、解散するときの特例措置、こういったことによりまして、厚生年金制度の安定化を図ろうというのが1点目でございます。

2点目が確定拠出年金、右側の25ページの上の方でございますが「確定拠出年金の充実」ということで、限度額の引き上げ等を図るというものでございます。

3点目が「企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）」ということでありまして、厚生年金基金のみならず、確定給付企業年金も含めまして、雇用の流動化により対応できるような仕組みを入れているということでございます。

また、細かい点は厚生年金等の公的年金の改正内容も入ってございますので、また後ほどお目とおしただければというふうに思っております。

引き続きまして、資料番号の資料2というのを見ていただきたいと思います。

現在、私ども法律の公布を受けまして、関連の政令、省令、通知の制定作業を行っているところでございます。

当面、資料のところに書いてございますが、これは確定拠出年金改正でございますが、まず、10月施行というものがございまして、これについての関係の政省令、通知を8月下旬ないし9月上旬には出したいということで、今、作業を行っているという状況でございます。

見ていただいておりますペーパーは、現段階での私ども作業の内容ということでございます。

まず、1点目でございますが、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ。これは、税制改正でも決まっていることですが、具体的な数字というのは、そこには確定拠出年金法の施行令で書くということになります。中身は既にご承知のように、代表事例で申し上げますと、企業型、他の企業年金がない場合は月3万6,000円を4万6,000円等に上げるということでございます。

2点目でございますが、これも税制改正の中で決まったことですが、移換限度額、現在は一定の、例えば厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金に移行する場合、限度額があるわけですが、これも限度額を撤廃するというところでございます。

具体的には、今、政令で限度額が書かれておりますので、その規定を削除するといった改正形式になろうと思います。

ちなみに（注）のところで書いてございますが、既に確定拠出年金を実施していて、今まで過去に移換されたという年金プランについては、まだ未移換分がある場合には、その分も移換できるようにとそういう方向であります。

3点目でございますが、10月から限度額が上がるということでございますが、直ちに限度額や掛金を引き上げていきたいという向きもあろうというふうに思っておりますので、手続面も考えまして、事前にそういった規約の変更承認、施行は10月ですが、それ以前にもそういった承認の受付を始めるというような方向で、今、事務体制を考えております。2点目が事業運営の改善ということで、これも3月のこの会議の場でもご紹介申し上げた点でございます。幾つか事業運営の改善点がございまして、1点目が「複数事業所が実施する規約の変更手続の簡素化」というものでございます。

これは、タイプとすれば、厚生年金基金の世界で言えば、総合型に類するような多くの事業所が1つのプランに入っているというタイプでございます。

これにつきまして、これは法律改正もいたしたところでございますけれども、一定の事項については、要するに複数事業所であっても、ほかの事業所に影響が及ばないような事項については、いちいち全事

業所について労使合意を必要とするというようなことはしなくていいと。そういった点について、あらかじめそのプランの規約で事項を定めている場合には、その変更に係るところだけの労使合意でいいというふうにしたいということでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございますが、具体的な項目自体は、通知で書くことにしたいというふうに考えてございますが、具体的な例としましては、固有のある事業所の運営管理手数料を変える。あるいは、その事業所の加入資格、そして掛金、それから名称、こういったもので他の事業所に影響が及ばないと思われることについて挙げていこうというふうに考えてございます。

2点目が「適格退職年金等から確定拠出年金への資産移換期限の緩和【確定拠出年金法施行令】」の問題でございます。

これも実際に施行しまして、運用上の問題からこの期限が短くて非常に事務処理上きつという話があったので、これを延長することにしております。

3点目が「軽微な事項の規約変更手続きの簡素化【確定拠出年金法施行規則】」ということで、施行規則、省令レベルで対応することになりますが、これも今回の改正で、法律も手を入れまして、軽微なものについては労使合意を不要とすると。具体的な項目は省令で定めるというようなスタイルにしております。

具体的な事項を省令で定めませんが、現在、考えておりますのは、事業主の住所、実施事業所の所在地、運営管理機関、資産管理機関の住所、こういったものについて対象にしようというふうに考えているところでございます。

4点目が「記録関連運営管理機関の保存情報についての事業主の提供義務化【確定拠出年金法施行規則】」ということがございますが、情報として持っていただかなければいかぬという事項の中で、事業主からの提出が必ずしもはっきりしていないという要素がございまして、事務の円滑化を図る観点からその義務づけというものを明確化しようというものでございます。

5番目が「記録関連運営管理機関の保存記録の期限短縮【確定拠出年金法施行規則】」ということでございますが、これもそこがございますような企業型加入者等の原簿、個人型加入者等の帳簿の記載事項のうち、運用指図の内容等々について、現在は受給が終わってから、なお5年間ということでございますが、実務を考えまして、保管期限を10年というふうに改めようというものでございます。

6番目が「運用商品の除外の要件緩和【確定拠出年金法施行規則】」ということでございますが、除外する場合に、商品の提供会社の解散等によって商品そのものが提供できなくなる。こういった場合について、同意を必要としないと、こういったことを明確化していこうということでございます。

めくっていただきまして、3ページでございます。

7番でございますが「企業型年金の終了に伴う資産の移換期限の明確化【確定拠出年金法施行規則】」。これも6月ということでございますが、ここを明確化して事務の円滑化を図ろうということでございます。

8番目が「事業主業務報告書の様式の変更【確定拠出年金法施行規則】」ということでございますが、運用商品ごとの状況について、その（注）に書いてあるような区分がわかるような、そんな形に改めたいということでございます。

こちら辺は、いろんな私どものデータ整備、あるいは状況の分析をする上で、やはりこういうことをお願いしておいた方がいいんじゃないかということを変えさせていただこうというものでございます。

9番目が「運営管理機関についての事項【確定拠出年金運営管理機関に関する命令】」ということで、これは金融庁さんとの共同省令の形になっておりますけれども、添付書類も実際の運用との現行の取り扱いも踏まえまして、以下、3項目載せてございますが、こういったものを省令上明確化する、必要な書類ということで明確化する。

最後の○でございますが、記載内容について、なかなか不明な点がございまして、明確化を図ると、非常に事務的な話でございますが、こういった整理も図ろうというふうに考えているものでございます。

私どもは、今、こういった線で政令、省令、通知の作業を行っておりますが、また、確定拠出年金に限らず、他の企業年金の改正に伴います政令、省令、通知の作業も並行して行っております、近々に厚生労働省のホームページ上でパブリック・コメントの形でお示しをしたいというふうに考えております。また、皆様お気づきの点等あれば、ご意見等をお寄せいただければというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○ 加子座長

ありがとうございました。何かご質問等はございますか。

それでは、続きまして、「確定拠出年金の施行状況」を事務局からお願いいたします。

○ 松岡企画官

資料の3の1枚目をめくって2ページ目を見ていただければと思います。

平成16年5月31日現在の施行状況です。企業型年金の承認規約数ですが、898件で大体900件近くになっております。それで加入者数が4月末ですが、91万8,000人ということでございます。実施事業主数が2,591社ということです。

個人型年金の方であります、1号、2号足し合わせて3万人程度になっているところでございます。

登録運営管理機関が692社ということでございます。

以下、詳細はこの後に付けておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○ 加子座長

ありがとうございました。それでは、続きまして次の議題であります「カゴメの退職給付制度」についてでございます。

先ほども事務局からご紹介がりましたが、本日は、確定拠出年金実施企業の報告をいただくということでございまして、カゴメ株式会社人事総務部人事グループ課長の小森様にご出席いただいております。質疑応答につきましては、ご報告をいただいた後に一括して行いたいと思います。

それでは、小森様よろしく願いいたします。

○ 小森課長

では、ご紹介いただきましたカゴメの小森と申します。本日はよろしく願いいたします。

お手元のこちらの資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

会社の概要なんですが、1番のシートに記載のとおりです。創業105年という古い会社です。

経常利益が40億から60億円程度の会社なんですが、退職給付会計が導入されたときに、特別損失がその関係で40億とか20億ということが続いたことがございます。

社員数は1,300名強、これは合計が書いていないんですが、平均年齢合計で38.9歳、平均勤続が17.2年です。

女性のところをごらんいただきたいんですけども、女性の平均が34.0歳、平均勤続が13.4年と女性も長期勤続する会社でございます。

なお、上部団体に属さない労働組合を有しております。

2枚目をお願いします。

弊社の退職給付制度の変遷を簡単に説明いたしますと、企業年金としましては、昭和43年2月、1968年2月に退職金の外に代行型の厚生年金基金を設立いたしました。

次に、1983年、昭和58年10月に退職一時金の約50%を税制適格年金に移行いたしております。これの給付利率、予定利率は5.5%でした。

対象給付会計の導入ですとか、企業年金の運用環境の悪化ですとか、公的年金の交代を背景に、もうこれは確定拠出年金の導入しかないと考え、確定拠出年金の導入を想定した退職金制度の改正を2000年4月に実施いたしております。

そのイメージなんですが、右のグラフにありますように、勤続年数偏重型であった退職金カーブをほぼ真っすぐに伸ばすとともに、退職金の水準を勤続ではなく、成果や役割ベースにすることによって、成果ですとか、役割の高い者の退職金水準を引き上げるということを行いました。

その後、2002年8月に基金も適年も解散して確定拠出年金を導入するということを行いました。

3枚目をごらんください。

2002年8月の退職金制度の改正は、目的を自主・自律型の社員の育成と、退職給付債務の圧縮ということにおきまして、厚生年金基金の解散と適格年金の契約解除を行うと同時に、確定拠出年金を導入するという大きな制度改正を行いました。

なお、カゴメの確定拠出年金制度は、前払い退職金制度との選択制としておりまして、両制度とも全社員一律月額1万7,500円、年額にして21万円部分が確定拠出年金、または前払い退職金ということです。

4枚目をごらんいただきたいと思います。